

第1225回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開催日 令和元年9月25日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第39号 高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱について

日程第3 市教委第40号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第41号 高知市就学援助規則の一部改正について

報告 ○第472回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○第472回高知市議会定例会に提出する平成30年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について

○令和元年9月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)

○第三次高知市子ども読書活動推進計画の素案について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	図書館・科学館担当理事	貞 廣 岳 士
	参事スポーツ振興課長事務取扱	永 野 哲 也
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課学力向上指導監	岡 本 伸 浩
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	高知商業高等学校事務長	池 上 哲 夫
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	濱 田 光

教育研究所特別支援教育班長	萩 森 司
教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
人権・こども支援課管理担当係長	三 好 一 義
教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和元年9月25日（水） 午後3時～午後5時30分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

**山本教育長**

ただいまから第1225回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員、よろしくお願ひいたします。

**森田委員**

はい。

**山本教育長**

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第39号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**学校教育課教育企画監**

市教委第39号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

まず、現在、高知市学校支援地域本部事業は、高知市立学校22校で実施していただいております。学校行事や子どもたちの教育活動に保護者や地域の方々が参画され、大変好評であると聞いております。このことが、現在求められている教職員の働き方改革の、いわゆる業務負担軽減につながっているということでございます。このように本事業を円滑に実施するため、高知市学校支援地域本部事業推進委員会を附属機関として設置しております。

この度、2名の委員さんから、辞退の申し出があったことから、新たに委員の委嘱を行うものでございます。

資料3ページをご覧ください。今回、平成30年10月1日から2年間の任期の途中であります、眞鍋優里さんと武林由希子さんを解嘱し、新たに富山恵司さんと、川上政寿さんを委嘱するものです。眞鍋さんにつきましては、人事異動によるもので、今回、同じ所属、役職である富山さんに、また武林さんにつきましては、ご本人のご都合により、同じく、地域コーディネーターである川上さんをお願いしたいと考えております。

なお、新たな2名の方の任期につきましては、高知市学校支援地域本部事業推進委員会条例第5条第1項により、前任者の残任期間となりますことから、令和2年9月30日までとなります。

4ページに新たな委員の名簿がございます。10名の委員中、3名の方が女性でありますことから、女性の比率が30%となっております。

以上でございます。

**山本教育長**

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願ひいたします。

**森田委員**

3ページですが、お辞めになった2番の方が保護者の方であるということですけど、この新しいメンバーでは、小学校の保護者、あるいは小学校の保護者の立場からご意見いただける方が、この1から10の中におられるという理解でよろしいですか。

#### 学校教育課教育企画監

武林さんの後任、川上さんですが、同じ地域コーディネーターということで、日頃から地域コーディネーターの方が学校と地域をつなぐ役割ということで、そういった中でのご意見を中心に聞かせていただくということでございます。武林さんの場合は保護者でもありましたけども、その保護者としてのご意見というところでは、今回は課題になったかと思いますが、地域コーディネーターは支援本部の要でもあるので、一定その中での取組というふうに考えております。

#### 森田委員

保護者の立場からのご意見も担っていただくということでよろしいですか。

#### 学校教育課教育企画監

そう考えています。

#### 森田委員

分かりました。

#### 高岡教育次長

2番の川上政寿さんは、地域で少年剣道の指導者もやっております、スポーツ少年団などそういった活動の方もされておりますので。

#### 山本教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は い】—————

#### 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第39号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

#### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第39号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題いたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱を行うものでございます。

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月に発足し、高知市におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としています。

委員は条例に定める12の機関・団体からご推薦をいただき、任期は2年以内、ただし、再任は可能となっております。

今回、新たに委嘱させていただく方は、資料6ページの名簿のとおりでございます。この中で、再任は10名。新任が2名となっております。今回初めて委嘱等いたしますのは名簿の8番山本朝香委員と12番高橋郁子委員でございます。

山本委員は、高知商業高校商業科の教員でございます。学校で長く相談室担当として生徒からの相談の窓口となっており、いじめを始めとする、現場の生の声を発信するという意味でも貴重な存在となり得るとして、ご推薦いただきました。また、高橋委員は子ども家庭支援センターの係長、

副所長を歴任しており、児童生徒を取り巻く環境についても、現場の実際の状況を熟知されております。

新しい委員の委嘱期間は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までとしております。

なお、今回の委嘱等に際しましては、12名の委員中、女性が2名増え、女性6名、男性6名となりました。女性委員の割合は、50%でございます。

ご承認をお願いいたします。

**山本教育長**

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

それではこの件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第40号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異 議 な し】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第40号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第41号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**人権・こども支援課長**

市教委第41号「高知市就学援助規則の一部改正について」でございます。

今回の改正の内容は、高知市就学援助規則第3条関係の様式1号、申請書様式を改めるものです。改正の主な4点の内容についてご説明します。9ページに新様式、11ページの左側には旧の様式がございます。それでは9ページをご覧ください。

1点目は、これまで児童生徒1名ごとに提出が必要であった申請書様式を、在学する学校ごとに兄弟関係を一括して提出していただく様式に改めることにより、保護者や学校の事務の負担軽減を図るものです。

2点目は、その左の「同意」欄の文言を整理しております。2番の部分になりますが、申請世帯が生活保護受給中で申請内容に不備があった場合、これまでは学校を通して保護者に修正をしていただいておりますが、生活保護世帯は基本的に認定となることから、認否に影響を与えない範囲で、必要に応じて教育委員会において、修正等を行うことについて同意を得ることにより、申請者及び学校の事務の負担軽減を図るものです。

また、3点目として、その下の「委任」欄におきましては、学校長に委任する権限について、学用品費や修学旅行費においては、学校長には支払わず、教育委員会が直接保護者や旅行者に支払いをしているというこれまでの実態に即した取扱いに対応するため、括弧内、「委任を受けた学校長が当該権限を就学援助を現物により提供する者に委任することを含む。」という括弧内の文言を追加するものです。

最後に4点目ですが、一番下の方に、「委任状」欄を新たに設けています。学用品費等の滞納があった場合に、学校が就学援助費からの充当を行う場合には、これまではそれぞれの学校のやり方で保護者の同意を得ておりました。今回、校長会からの要望もあり、申請書の中に、新たに「委任状」欄を設けるものです。

また、本規則は令和2年度の申請から、運用するものでございます。

説明は以上です。

## 山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

## 西森委員

この件に限らないことで日頃思っていることがあり、ご質問したいと思います。

「保護者」の欄についてですが、両親のどちらが書いてもいいということですよ。というのは、共同親権なので、婚姻している間は、どちらが書いてもいいはずなのですが、よく父親の名前を書くと思います。私はいろいろな思いがあって、自分の名前を書いてきましたけど。皆さんどうされているのでしょうか。何年前か忘れちゃったけど、私の子の保育園か何かの申請で、児童クラブだったかもしれませんが、保護者の欄が二つあったりしました。ですから、そういう意識になってきたんだなと思ったこともありました。これは、保護者はどちらかの親が書いていけばいいということで、一人分の欄が設定されているのかと思ひまして、もし何かご存じの方がおりましたら。

## 人権・こども支援課管理担当係長

おっしゃるとおり、どちらの保護者の方を書いていただいてもいいということになっております。確かに保育などの入所申請に関しては、両親のお名前を書くようになっておりますけど、市の制度に関しては、一旦、片方の保護者の方だけのお名前となっております。

## 西森委員

分かりました。ありがとうございます。

## 谷委員

この「委任状」のところですか。私も学校に在職しているときに困りまして、もうどうしたものかと思い、保護者とも随分話したのですが、こういう欄があって、ここに署名をしていたら、そういうことなしにできるようになるわけですよ、だから、とってもいいと思います。提出するときに、最初からサインをしてもらいますよね。

## 人権・こども支援課長

基本的には書いていただくという形で思っております、校長にも説明をしておりますが、厳密に言えば、ここを書いていないから申請を受け付けてはいけない、ということではないのですけれども、なるべく書いていただくという形でお願いをしております。

## 谷委員

学校現場にとってすごくいいと思います。良い取組だと思ひました。

## 西森委員

ここは、押印は求めないのですか。よくある「印」という文字が入っていないようですが、もうサインで信用するということですか。要するに、母親が夫の名前を書くという慣例が、今でも結構あるのではないかという気がします。そこで代理権がどうこうというふうに、勝手に書いたとかそういうことにはならないのでしょうか、やはりいろんな複雑な事情に関わる方がいる中で、どこまでかっちりした、後々問題の少ないことを求めるかだとは思ひのですが。受任者として。こちらは受任する側になりますものね。あえてこれは子どもが持ってきて、そこに父親なり母親なり名前が書いてあったら、それはどっちの直筆がどうこういうことはなしで、委任があったものと受け止めるということで、捉えていらっしゃるということですよ。

## 人権・こども支援課長

基本的には、これまでも印はありませんでしたし、今回も設けてはおりませんが、市役所全体の書類に関しても、なるべく押印はしない方向で、というような方針がございます。

## 西森委員

民法上は、印があるかないかというのは書類の信用性というか、そこにある意思を表示したものがどういう意向であったかというようなところを確定する上では、すごく重要な機能が法的にはあると思ひますので。全体として、そうだといいことでしたらいいですけども。

## 山本教育長

今、法的に押印が求められている書類以外は、市役所の中では自由な取扱いで、窓口では基本的に押印しない、サインという形で、来られた方に書いていただき、それで了解という形です。ただ、この中で様式の中に押印が指定されている場合については、押印が必要になりますけれども。

## 谷委員

学校長のところもあります、印が。

## 西森委員

学校長のところ、印ありますね。委任ですから。ある種の委任契約なので、印なしでいいのかなと、同意書とかとは意味合いが違いますので、どうかという気がしなくもないのですが、またご検討いただけたらと思います。

## 人権・こども支援課長

はい、また検討させていただきます。

## 山本教育長

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第41号「高知市就学援助規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

—————【異議なし】—————

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第41号は原案のとおり決しました。

報告事項「第472回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」について、事務局から説明をお願いいたします。

## 教育政策課長補佐

第472回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております「令和元年9月 市議会定例会 提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料をご覧ください。

まず、1 予算議案の(1)「ICT教育環境整備事業費」300万円の内容といたしましては、高知商業高等学校におきまして、ICTを活用した教育を行うために、平成28年度から導入を開始しましたプロジェクター及びスクリーンにつきまして、現在、後援会からの援助もあり、24教室中14教室への整備を完了しておりますが、全ての生徒がICTを活用した教育を受けることができるよう、未設置の10教室に設置するための費用を補正するものでございます。

次に、(2)「学校安全対策事業費」2,600万円の内容といたしましては、災害時に避難所や自衛隊等の活動拠点となります高知商業高等学校野球場の、昭和53年施工の北東側のコンクリート擁壁におきまして、目地の開きや、亀裂等が発生している箇所が見つかったことから、平成29年度に調査を行ったところ対策工事が必要と判定されましたので、補強設計を行い、今回、必要な対策に係る工事費を補正するものでございます。

次に、(3)「東京オリンピック聖火リレー準備事業費」100万円の内容といたしましては、日本全国47都道府県を回る東京オリンピック聖火リレーが、令和2年3月26日に福島県をスタートしまして、高知県では、4月20日から21日にかけて、本市を含め県内19市町村で実施される予定となっております。初日の20日には、桂浜の坂本龍馬像前から出発いたしまして、県西部へ進み、宿毛市で到着セレモニーを実施し、2日目の21日には、南国市を出発いたしまして、県東部を巡った後、本市で到着セレモニーを実施する予定となっております。詳細なルートの公表につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が12月末に公表する予定とな

っております。今回、この聖火リレーの市内ルートの雑踏整理等を行う上で必要になります、ボランティアスタッフ用の被服費等、運営に要する費用を補正するものでございます。

次に、(4)繰越明許費の設定についてですが、地方自治法の規定によりまして、今年度内に、完了できないおそれのある事業につきまして、令和2年度に繰越す予算の上限額を設定することについて、市議会の承認を得るものでございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました高知商業高等学校の「学校安全対策事業」でございまして、適正な業務履行期間を確保することができないことから、2,600万円全額を繰越予算の上限額として、設定するものでございます。

次に、提出議案一覧の2頁をお開き願います。2頁から3頁にかけてでございます(5)「初月小学校及び泉野小学校」と、(6)「鏡学校給食センター」、(7)「横内小学校」の「給食調理等業務委託に係る債務負担行為の設定」につきまして、一括してご説明を申し上げます。学校給食調理業務の民間委託につきましては、現在18校と三つの給食センターで実施しておりますが、(5)「初月小学校及び泉野小学校」と(6)「鏡学校給食センター」につきましては、平成24年度から、(7)「横内小学校」につきましては、平成29年度から学校給食調理業務の民間委託の実施をしております。現在の契約は、(5)「初月小学校及び泉野小学校」と(6)「鏡学校給食センター」につきましては、平成27年度から5か年、(7)「横内小学校」につきましては、平成29年度から3か年となっております。いずれも本年度末をもって契約が終了いたしますことから、新たに民間事業者との委託契約の締結をするものでございまして、受託事業者に十分な準備期間を確保する必要がありますので、本年10月から受託事業者の募集を開始しまして、12月には決定をしたいと考えております。債務負担行為設定の期間につきましては、いずれも、令和元年度から6年度までとしまして、限度額につきましては、(5)「初月小学校及び泉野小学校」は2億2,700万円、(6)「鏡学校給食センター」は1億1,800万円、(7)「横内小学校」は9,000万円とするものでございます。なお、本年度は、業務の準備作業は行うものの支払いは伴いませんことから、後年度に、歳出の予算化を必要としますのは、令和2年度から6年度までの5か年となっております。

続きまして、(8)「東京オリンピック聖火リレーの沿道等警備業務委託に係る債務負担行為の設定」から、4頁の(11)「イベント企画運營業務委託に係る債務負担行為の設定」までを一括してご説明を申し上げます。これらの内容といたしましては、先ほどご説明いたしました「東京オリンピック聖火リレー準備事業費」に関連するものでございます。聖火リレーの実施に当たりましては、市内ルートの沿道警備のほかに出発式やセレブレーション等のセレモニーを開催することとなりますけれども、それぞれの業務につきまして、民間事業者に委託をする予定としております。民間事業者との委託契約に当たりましては、受託事業者に十分な準備期間を確保する必要がありますことから、今議会におきまして令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を設定するものでございます。まず、(8)「沿道等警備業務委託に係る債務負担行為の設定」につきましては、聖火リレーの市内ルートのうち、交差点等重要部分の沿道警備の委託を行うもので、限度額につきましては、2,475,000円でございます。次に、(9)「規制柵等設置・撤去業務委託に係る債務負担行為の設定」につきましては、聖火リレールート上の規制用の柵やコーンの設置、撤去の委託を行うもので、限度額につきましては、987,000円でございます。

4頁に移りまして、(10)「規制予告看板設置・撤去業務委託に係る債務負担行為の設定」につきましては、聖火リレールートの道路規制に関する予告看板の設置、撤去の委託を行うもので、限度額につきましては、33万円でございます。これらの事業は、今後、警察等との協議を踏まえまして、年内には受託事業者の決定をしたいと考えております。

最後に、(11)「イベント企画運營業務委託に係る債務負担行為の設定」につきましては、聖火リレーの出発式、ミニセレブレーション、セレブレーションの企画運営の委託を行うもので、限度額につきましては、6,132,000円でございます。今後、県の聖火リレー実行委員会や大会組織委員会との協議を踏まえまして、年内には受託事業者の決定をしたいと考えております。



続きまして、2 予算外議案のご説明を申し上げます。まず、(1)市第 114 号「高知市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例議案」でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、法第 20 条第 4 項に規定する認定の名称が「支給認定」から「教育・保育給付認定」に改正されることに伴いまして、同様に条例の名称を改正するものでございます。

続きまして、(2)市第 118 号「陸上競技場トラック等改良工事請負契約締結議案」でございますが、資料集の 1 ページに「入札経過表」を添付しておりますので、併せてご覧ください。

陸上競技場トラック等改良工事につきましては、本年 8 月 1 日に、一般競争入札を実施いたしました。その結果、愛亀・福留特定建設工事共同企業体と、274,879,000 円で請負契約の締結を行おうとするものでございますが、契約の締結には議会の議決が必要であることから、今議会に議案を提出したものでございます。本陸上競技場は、令和 2 年 4 月末が公認の期限となっておりますけれども、引き続き公認を受けるため、更新申請に必要な整備を行うものでございまして、工事内容としましては、陸上競技場のトラック及びフィールドエリアの老朽化したウレタン舗装等の改修工事を行うものでございます。工事完了後、日本陸上競技連盟に対して、陸上競技場の公認の更新申請を行う予定でございます。説明は、以上でございます。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はございますか。

#### 森田委員

一つ教えていただければと思います。予算議案の 1 ページの(1)の商業高校のところで、ICT の活用した教育でプロジェクターとスクリーンが未設置だったということですが、電子黒板などは何台かあるということでしょうか。要するに、公立小学校とか私学とか附属小・中学校などへ行きますと、結構、もう電子黒板を使っているのです、その辺りどうかなと思ひまして教えていただければと思います。

#### 高知商業高等学校事務長

おっしゃるとおり電子黒板は大変高機能で、ICT 教育を推進する大変有効な機材と考えられておりますが、その分高額であって、市内の小・中学校に徐々に整備が進められ、今は大体学年に 1 台くらい整備されているところです。高知商業高校にはまだ学校全体で 1 台しかありません。そのため機能は限られますが、いろいろな電子情報を投影することができるプロジェクターを、残りの 10 教室に設置していこうと考えています。

#### 森田委員

分かりました。ありがとうございます。

#### 山本教育長

これは簡易の電子黒板機能が付いているものではないのですか。単なるプロジェクターですか。

#### 高知商業高等学校事務長

投影するだけのプロジェクターとスクリーンになります。ただし、教材として生徒が iPad を所有し授業で活用しておりますので、有効に使えらるかと考えております。

#### 西森委員

聞き漏らしたかもしれませんが、先ほどのトラック等改良工事の資料の入札経過ですが、金額は最初から公表されておりましたか。

#### 山本教育長

これについては金額非公表です。ただ、高知市が公表するのは金抜きの設計書といたしまして、金額の入っていない、数量などだけを記載した設計書を公表しています。それを基に、実は単価は高知県が公表してございまして、それを入れることによって自動的に設計金額が出てくる、それに最低制限価格が幾らになるかという計算式がありますので、それを掛ければ自動的にこの金額が出てくるということで、全て横並びという状況でございます。

#### 西森委員

分かりました。

#### 西森委員

ですので、くじになったということに。

#### 西森委員

通常でしたら間接費など、いろいろ少し、企業が頑張れるところがあって、金額の差がつくと思うのですが、これに関してはぴったりだったということですね。

#### 山本教育長

そうですね。県の土木の積算システムというシステムを使えば、高知市の情報を入れると単価が入っていますので、自動的に出てくる形です。その中で、最低制限価格で揃ったということなので、経費を最低限必要であると見込んだ額については、どこもそれだけ確保すれば工事が請けられるという判断をしたということになります。

#### 高岡教育次長

補足になりますが、全部公表されている単価を使える工事といいますか、何メートルでなどという工事については、先ほどの教育長の説明のあったシステムで金額が出ます。先ほどおっしゃった諸経費率も全部その数字で出てきますので。ただ、その設計書の中に、例えばこういったもの、単価にないものが1件でもあると、この機能を有していれば3社ぐらいから見積りをとって、それを平均したり高めをとったり低めをとったりして、設計書の中で単価を付けます。そういう工事が設計単価、県が公表している単価にない、単価表の中で一つでもこれが入っていれば、ぴったり合うことはないということです。工事の種類によって、ぴったり合うのもあれば、基本的に建築系の工事というのは、まず合いません。というのは、カーテン及びブラインド、いろんな同等の機能を持っていけばいろんな単価がありますので。土木の場合はどうしても、土が幾らでブロックが幾つあって何メートル掘って、というようなところの単価が全部システムで出てきますので、今回はこういう形で、くじになるというケースになっています。

#### 西森委員

分かりました。

#### 野並委員

陸上競技場に関することですが、サッカー場というのは管轄の中ですか。たまたま夏に、Jリーグの関係で仕事をしている同級生が、高知で正式のサッカーができない理由は競技場にトラックがあるからだということをおっしゃっていました。トラックがあるサッカー場は、正式なJリーグ関係のサッカー場として認めないという規定があるらしいです。サッカー場を造りなさいというようなことを言われましたが、サッカー場を新たに造るのは大変お金もかかることですが、そんな話はいないですか。

#### 永野参事スポーツ振興課長事務取扱

今回、陸上競技場、「りょうまスタジアム」でございしますが、競輪場の中にといいいますか、競輪場が併設になっておりますので、特殊な陸上競技場になっております。今回の工事は、トラックのウレタン、トラックの部分と、フィールドの中にありますウレタンを張っている部分、そこを薄く削りまして、もう1回塗り直すというオーバーレイ工事を行う予定となっております。芝生の中にもいろんな投てきであったり、走り幅跳びの砂場があったりとか、周囲はもちろん競輪のバンクがございしますので、その中でもサッカー場というのは難しい状況でございます。

#### 高岡教育次長

サッカー場でも、陸上競技場のラインの中でサッカーができる競技場もあります。昔は国立競技場が確かトラックの中がありました。高知の場合はバンクが400メートルですので、その中に選手が走るラインがあって、その中にコートが入っているということで、公式のコートがとれない。本

来であれば、陸上競技1周 400メートルですので、高知のバンクは400バンクですので、あそこが本当は陸上のラインであったら、中に芝を敷けばサッカーの競技ができる。恐らく幅はあると思いますが、その規格には入らなかったり、投てきの溝があったり、いろんなそんな要素があります。

#### 山本教育長

春野は中にサッカー場があります。

#### 高岡教育次長

あそこは400のトラックです。

#### 山本教育長

Jの規定が分からないですが、先生がおっしゃったように、Jの正式な会場としては、もしかしたらそれがあつたら公式戦というのは開催できないのかもしれない。J2はしていると思うのですが。あれはオープン戦でしたか。

#### 高岡教育次長

いや、春野はできると思います。400のトラックの中でやったらとれると。

春野も等々力も400のトラックです。

#### 野並委員

たまたま講演会がありまして。Jリーグの同級生ですけど、地域おこしはサッカーからだと言っていましたので。以上です。

#### 谷委員

4ページ(11)の「東京オリンピック聖火リレーイベント企画運營業務委託に係る債務負担行為の設定」、これは聖火を持って、「ただいまから出発いたします。用意スタート。」というのに、600万もかかるということですか。

#### 永野参事スポーツ振興課長事務取扱

まず、先ほどの説明にもありましたように、出発式が桂浜の龍馬像前ということで、それから翌日が東部を回り高知に入ってきて、高知の中継のセレモニーと最後の到着セレモニーの三つになっております。例えば、出発式の桂浜でいいますと、桂浜の音響及び司会、そういったステージの設置でありますとか、それに関する警備員も必要になってまいります。また、桂浜の場合はどうしても公共交通が不便ということで、どうしてもお客さんはマイカーで来られると思います。そうしたときに、駐車場は500台ありますが、そこへ聖火リレーの関係の車両も何十台も入ってまいりますので、全て停めることができないということから、今想定していますのは、シャトルバスの運行も一定必要なのではないかと思っております、そういうシャトルバスに関わるバスの借上げ代でありますとか、そういった経費もこのイベントの一部に見込んでおりますので、金額は少し大きくなっております。

#### 山本教育長

結構、スポンサーがトラックの荷台にステージを組んだ車で、聖火リレーランナーの後ろを走るようですと、隊列だけで見ると1キロメートルぐらいになっている、400メートルくらいでしたか。

#### 永野参事スポーツ振興課長事務取扱

そうですね、車間もありますので。大体、車両数で20数台です。大きなバス、聖火ランナーを乗せていく、また、引き上げるバスであったりとか、スポンサーの車両などもあります。

#### 山本教育長

2日目の出発式では、中継式ですが、よさこい踊りをやりたいとか、中央公園で出し物をやる、それ以外の公式スポンサーの出し物もあるみたいですけども、そういう設定も含めて、この費用の中に入っています。

#### 谷委員

分かりました。

## 山本教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

それでは「第472回高知市議会定例会に提出する平成30年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

## 教育政策課長補佐

本日お手元に配付させていただいております「平成30年度教育費決算概要（総括）」と書かれた資料を基に、平成30年度の教育委員会所管の決算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。上にあります「1 教育費歳出決算総括」でございますが、平成30年度は予算額 16,664,666,000円に対しまして、決算額は11,742,932,000円で、平成29年度決算比では、4,322,147,000円の減額となっております。

下の「2 教育費項別歳出決算」の表の右から2番目の列に、各項別の決算の増減額を記載しております。その一番下の欄が、先ほど申し上げました4,322,147,000円の減額となっております。主な増減額につきましては、次のページの「資料2」をご覧ください。

3の中学校費の「中学校給食センター建設事業費」において、対前年度で増額となっております一方で、7の社会教育費の「新図書館等複合施設建設事業費」や、8の社会体育費の「多目的ドーム建設事業費」で大きく減額となっております。

それでは、資料1に戻っていただきまして、上の表の中ほどをご覧ください。翌年度（令和元年度）への繰越額でございますが、単年度予算を翌年度へ繰り越す明許繰越は、13事業で3,944,423,000円となっております。これは工事施工の調整に日時を要したことなどによりまして、年度内に完了することができなかったものや、国の交付金を活用して実施している学校施設のブロック塀等の改修を行う「防災機能強化事業」や、全ての普通教室にエアコンを整備する「空調設備整備事業」を前倒しして30年度に予算措置したことなどによるものでございます。

次に、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いた平成30年度の不用額ですが、977,311,000千円となっております。不用額につきましては、その主なものを資料3に記載しております。資料3をお開きください。3項中学校費ですが、3目学校建設費の「中学校給食センター建設事業費」、「防災機能強化事業費」などで、また、7項社会教育費3目図書館・科学館費では、「新図書館等複合施設建設事業費」「オーテピア高知図書館施設管理費」などで、多額の不用が発生しており、備考欄にお示ししております主なものの合計は、800,836,000円となっております。不用額が全体の81パーセント余りを占めております。これらの不用は、各事業に係る入札の請負差額等により生じたものでございます。

もう一度、資料1に戻っていただき、上の表の一番下の執行率の欄をご覧ください。以上の結果、決算額を予算額で除した執行率は70.5パーセント、繰越額を含めた執行率では、94.1パーセントとなっております。概ね29年度決算並みとなっております。

最後に、資料4をご覧ください。こちらは教育費以外の災害復旧費のうち、教育委員会関連の決算額をお示ししたものでございます。平成29年に発生した台風第21号に伴います、文教施設災害復旧費につきましては、決算額17,379,000円でございます。布師田小学校防球ネットの破損箇所の復旧工事など、小学校2校、中学校3校の工事や、寺田寅彦記念館の屋根等の修繕を実施したものでございます。

以上が平成30年度の教育委員会所管事業の決算の概要でございます。説明は以上でございます。

## 山本教育長

この件に関して、質疑等はございますか。

## 西森委員

今、不用額についてのご説明がありました。資料3についてだと思いますが、請負差額で、予定していた金額よりも低く請け負っていただいたので不用が出たということはあると思います。教育総務費や教育委員会費、1項1目の辺り、聞き漏らしかもしれませんが、スクールソーシャルワーカー配置事業費や補導センター活動事業費は使おうと思えば、もう少し使えるという感じで捉えてよろしいでしょうか。

## 教育研究所長

スクールソーシャルワーカーの配置事業費は、県の委託でのお金になっておりまして、始めの委託額が減額になったために、予算としてお願いしていた分から、要するに不用になった額が出たもので、委託でいただいた額は全て使っております。なので、使える分は全部使っている分で、県からこの部分が委託、お金がいただけなかった部分として、市としては不用額になる。予算要求はしていたのですが、入っていなかったので使えなかったという額になっております。

## 西森委員

分かりました。

## 山本教育長

県が国費を当てにして、一定この額というのを教えてくれまして予算を組みますが、国費がそれだけ付かなかつたら、県の方も認定額を減らしてきますので、これを使ってしまうと市からの持ち出しということになってきますので、認定の下りた額までしか執行しないというところがあり使えなかったということになります。

## 西森委員

全て自由に決められるというわけではないということですね。

## 山本教育長

満額補助金が付いて、県が認めてくれれば、当然地元としても、人を雇用したりとか雇用期間を延長するなどということができそうですが、なかなか財政が厳しく、認定以上の執行については認めていただけない状況です。

## 西森委員

分かりました。

## 山本教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ございませんでしょうか。

## 委員一同

—————【は ー い】—————

## 山本教育長

それでは続きまして、「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」、事務局からの説明をお願いします。

## 教育政策課長

議案書の13ページをご覧ください。

この点検評価につきましては、議案書の趣旨にもございますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくもので、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たすために、毎年実施しているものでございます。

本年度は、「学力向上対策」を始めとする3項目の点検評価を行うことについて、6月の定例教育委員会でご承認をいただいているところでございまして、本日は、事務局で行いました一次評価案について、お手元の資料によりご意見などをいただければと考えております。

この点検評価の今後のスケジュールでございますが、一次評価案について、本日、委員の皆様からいただいたご意見などを踏まえ修正したものを、10月中旬に外部の点検評価委員にお渡しいたしました。10月末を目途にご意見をいただくようになっております。

点検評価委員からいただきました意見につきましては、11月に臨時の教育委員会を開催させていただいてご報告し、再度意見をいただくという流れになっております。最終的には、11月の定例教育委員会に事務局最終案を提案させていただく予定でございます。

それでは、これから学力向上対策から順番に、各担当課から説明をさせていただきます。私からは以上でございます。

### 山本教育長

それでは各事業について1項目ずつ事務局から説明をお願いします。初めは、①「学力向上対策 学力向上推進室の取組の充実」についてです。

### 学力向上指導監

それでは、平成29年度から取り組みされております、学力向上対策の学力向上アクティブ・プランに係る、学力向上推進室の取組の充実についての点検・評価の事務局一次評価案について説明をさせていただきます。資料2ページのA3横の様式2をご覧ください。そちらを中心に説明をさせていただきます。

まず左上、「1. P l a n (計画)」についてご説明をさせていただきます。学力向上対策につきましては、平成24年度から学力対策第二ステージの取組を進めてまいりましたが、全国学力・学習状況調査においては、小学校では全国レベルを維持しておりますが、中学校においては改善傾向にあるものの、目標である全国レベルに達成するまでには至っておりません。こうしたことから、平成29年度から4年間、学力向上アクティブ・プランの取組を展開し、学力向上対策の更なる充実を図っているところでございます。この学力向上アクティブ・プランは各学校の実態に応じて機能的、主体的、組織的な取組を実施するための支援を行うとともに、新しい学習指導要領の実施に向けての教育課程の見直しや授業づくりを行うことで、学力向上を図ることを目指しております。この取組の2年目となる昨年度、平成30年度に教育委員会内に学力向上推進室を設置し、学校への指導支援体制を強化しました。本年度は学力向上推進室の学校への訪問指導も一層充実を図り、本市の子どもたちの学力向上を目指しております。今回はこの学力向上推進室の活動を対象として、点検・評価をお願いするものです。

資料の矢印に沿いまして右側の「2. D o (実施)」についてです。本市が目標としておりますのが、毎年4月に実施されます全国学力・学習状況調査において、小学校は全国比105、中学校は100でございます。本年度の調査の結果が4月末に公表されまして、小学校は国語が96、これは前年比からマイナス1ポイントになります。算数は101、これは昨年度と同じになります。中学校は国語が91、同じくマイナス3、数学は87で昨年度と同じとなっております。この数値を昨年度1年間における学力向上推進室の活動による成果の指標として示させていただいております。結果からは、小学校は近年下降傾向が見られており、全国レベルを維持しているものの、目標には105には届いておりません。また、中学校も調査開始当初から見れば改善傾向にはあるものの、ここ数年は横ばいの状況にあり、依然として全国との差は大きく、特に数学に課題が見られております。こうした本市の喫緊の課題である児童生徒の学力向上において、各学校の学力調査結果や学力向上の取組の実情を基に、学力向上推進室の指導主事が中心となり、積極的に学校訪問を行い、教員の授業力の向上に向けて、指導案の作成から関わる授業づくりへの積極的な指導助言など、課題解決に向けた取組を昨年度から推進してまいりました。こうした取組の継続により、厳しい状況の中にも成果が表れた学校も見られてきております。

ここで別途資料に基づいて、少し説明をさせていただきたいと思います。A4横でホッチキス綴じの1枚目、高知市学力向上推進室による学力向上の取組と書かれた資料があると思いますが、ご覧いただけますでしょうか。別途資料になります。A4の横になります。

それでは、資料1ページ目から説明をさせていただきます。本年度の学力向上推進室の体制ですが、昨年度、室長1名、それから指導主事7名と、それから元校長、教頭であった学力向上推進員、スーパーバイザー7名の15名体制で活動してまいりました。本年度ですが、県の方からも更なる支援をいただきまして、指導主事が3名増員となりました。また、スーパーバイザーも1名増員ということで、今年度、指導主事が10名、そして学力向上推進員8名ということで、私及び室長含めまして、19名体制で活動を進めております。昨年10月から県の更なる配慮ということで、小・中学校課の指導主事が3名、兼務で配置をされておりましたが、今年度も引き続き3名の指導主事が兼務で配置をされております。兼務を含めると、指導主事が13名という体制になっております。

その右側ですが、こうした県からの派遣の指導主事がいるということもあり、県教委との連携というのが非常に大切なものになっておりまして、学力向上推進室運営委員会というものを定期的に開いております。昨年度10回開催をしましたが、今年度は11回の開催の予定で現在進めておるところでございます。また、下は平成31年度の取組です。主に県の指定事業、また市の指定事業等を中心に学校の取組を、主体的な取組を推進室が支援をするというような形の中で、授業づくり、教員の資質向上及び授業力向上に努めているところでございます。

また、この資料一番下にありますように、若年教員の育成の効果というところでも大きな評価をいただいているところです。以前にも報告させていただきましたように、最近、若年教員及び採用者が非常に増えているということで、特に小学校では20代の教員の割合が非常に多くなってきているということです。逆に、ミドルリーダーと言われる一番実力的にも力が出てくる40代の教員の層が非常に薄くなっておりまして、学校内での若年教員の育成、OJTというものがなかなか機能しづらい状況になっているところがあります。そうした中に、指導主事が授業づくり及び学級経営の部分に入っていくことで、学校の育成システムが円滑に進むというようなことで、大きな評価を得られているところでございます。

2ページですが、今年度の推進室の訪問の主なもの全体を示したものになります。指定校の名前であったり、それから鈴木スーパーバイザーによる学校経営計画に基づく訪問を昨年度1校当たり3回であったのを今年度4回、1回増やしまして訪問を今進めております。また、初日の指導訪問もここ数年70名前後の採用者がずっとおりますので、それについても一人当たり年間5回の訪問をスーパーバイザーが行っております。そのほかで県の事業、市の事業含めて指導主事が日々、訪問指導を行っているところでございます。また、校長会との連携も進んでおりまして、校長会から主体的に中学校の学力の課題というものをしっかり受け止めていただいて、自主の校長会の勉強会の中では、各取組を共有したいとかいうふうな動きも見えてきているところでございます。

続いて3ページでございます。こちらは、8月末時点でのスーパーバイザーの訪問回数になります。後ほど様式2の中でもご説明をさせていただきますが、8月末の時点で昨年度から見ますと、指導主事の訪問回数、真ん中の2のところになります。合計737回になっております。これが昨年度の同時期でいいますと395回でしたので、既に同時期で342回、指導主事の訪問回数が増えているということになります。増員の効果もあり、4月当初から2年目の活動ができたということで、非常に学校への訪問指導の回数も増えている実績がございます。

続いて4ページでございます。先ほど、厳しい状況の中にも成果が表れている学校もあるということで説明をさせていただきましたが、この高知市立A小学校の例、A小学校は長年、国語の教育課程拠点校として取組を進めてきましたが、平成30年度から3年間の県の指定である、主体的で対話的で深い学びをつくる授業づくりの指定校を受けまして、今年2年目の指定を進んでいるところ

ですが、昨年の1年間の中で、非常に学校の研修が進みまして、授業づくり及び全国調査によって非常に成果が出ているところが見られております。

5ページでございます。こちらにも総合教育会議の中でもご説明させていただきましたB中学校になりますが、今年は中学校卒業校タテ持ちの指定校を受けて、教科会及び組織的な研究推進、先生方の共通理解の下、共通の目的を持って取り組む姿勢が非常に素晴らしく、推進室の教科会の訪問も積極的に活動していただいて、数学及び国語において、全国でも非常にトップレベルのデータを出しているところがございます。

こういうふうには、昨年度1年間活動してきた内容、訪問を積極的に受け入れていただいて、学校と推進室の方向性がぴったり一致した学校においては非常に効果が出てくる、そういうような成果をまた今年度の活動に活かしていきたいと考えているところでございます。

それでは、元の様式2に戻らせていただきます。様式2の右側の「2. D o (実施)」のところを説明させていただいておりますが、今、資料を基にご説明しましたように、今年度、指導主事が3名増員されまして、4月から8月までの5か月における指導主事の学校等への訪問回数は合計737回ということで、先ほど申しましたように、大きく増えております。達成度についてですが、評価の部分ですが、評価指標である中学校数学の達成水準が90パーセント未満、87で数学の数値がございますので、Cというふうにしております。ただ、取組の方向性としましては、一定の成果も上がってきており、更なる取組の充実や拡大を見通せることから、Aとしております。

それでは、矢印に沿って下の「3. C h e c k (評価)」の項目に移ります。各学校の学力調査の結果や学力向上の取組の実績を基に、教科指導や研究事業推進等において訪問指導を充実させ、課題解決に向けていくためには、現在の学力向上推進室の取組の継続を基本として各校の実態に応じて支援方法の充実を図っていく方向で良いと考えております。したがって、2番目のところに丸を付けております。

続いて、矢印に沿って左側の「4. A c t i o n (見直し)」の部分です。全国学力・学習状況調査のここ数年の結果から、小学校においては下降傾向が見られており、今年度も国語においてその傾向が顕著となっております。また中学校においても、長期的に見れば改善傾向ではあるものの、依然として全国平均レベルとの差は大きく、特に数学は強い危機感を持った対策が必要でございまして。新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に、教員が主体的に取り組む姿勢を育むために、小学校においては学年会や、低学年、中学年及び高学年といったブロック会、また中学校においては教科会を中心として、指導主事等が教員と共に授業づくりや課題解決の手だてを考えていく。直接的な指導及び支援をより積極的に行いたいと考えております。また、具体的及び客観的な目標達成を通して、教員の授業改善による学力向上の意識の高揚をさらに図ってまいりたいと考えております。併せまして、学力において苦戦をしている児童生徒の個別支援の充実も図ってまいりたいと考えております。以上、報告を終わらせていただきます。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はございますか。

#### 西森委員

整理がつかないままの質問で恐縮です。課題という欄が幾つかあります。「1. P l a n (計画)」の中にまず課題があって、その後、「2. D o (実施)」で計画に沿ってやりました、ここにも課題があって、「3. C h e c k (評価)」をしてみて、そして今後、さあどうしていくということで、次なる計画ということの課題がある。この3つ課題欄というのは、何を書くべきなのかというところが、少し私はよく分かっていないと思いながら読んでいます。特に1番と2番の課題はほぼ同じことが書かれています。それでいいのでしょうか。「4. A c t i o n (見直し)」の課題は具体的にこういう課題が把握できたので、それに対してこうしようという形になっています。「1. P l a n (計画)」の段階で認識している課題としたら、数字から見るとこういうことになっています、



それでいいと思いますが、実施してみた結果の課題も一緒という、少し違うような気もして、やってみたら新たに見つけましたとか、細かくいうと、要するにこういうことでしたとか。ただ、そうしたときに、では「4. Action (見直し)」の課題がもしかしたら「2. Do (実施)」のこの課題と一緒にいいのかなとも思ったりいたしまして。これは書式自体の問題だと思いますが、PDCAはどういう想定でしたか。1番と2番の課題が一緒というのは違和感がありまして、むしろ2番と4番の課題は、場合によったら一緒でもいいだろうと思います。場合によればもう少し次のをやった中で、やっぱりという戻り方をした方がいいのかもしれないですけど。

#### 山本教育長

多分、これはこの計画を立てたときの課題、そのときの成績、それと今年度の成績が同じだったというところもあって、前年度にやって、その取り組みをしたけれども、同じ課題が残ったということで書かせていただいたということで、同じことを思っているのではなく、結果的に出てきた成果というのが昨年と同じだということで、この課題というのは同じになってしまったのかなとも思います。ただ、指摘を受けたように、ここについては成果が上がらなかった理由を書くということも確かにあると思います。

#### 西森委員

そうですね。

#### 山本教育長

それを基に見直しを行うわけですので、その課題への対応になるのかなという気もしますけれども。ここでいうと偶然試験の結果が、アウトプットが同じだったので、それを書いたという気はします。

#### 西森委員

はい、分かりました。一見するとコピーアンドペーストというふうに見えてしまいかねないので。決してそうではないという、意味合いが違う、ただ表現においては一緒になったということなのかもしれないですが、仮にそうだとしたら、ちょっと表現を変えないといけないという気がします。

#### 学力向上指導監

よろしいでしょうか。ご指摘いただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、当初の状況、それからやってみての状況がありますので、その内容を踏まえて、更に踏み込んだ形での課題と表現に訂正をしたいと思います。以上になります。

#### 西森委員

ありがとうございます。なお、その場合に4で書く課題とずらすのがいいのか、あえてそこは、むしろコピーアンドペーストにした方がいいのかという、そこもまたちょっと、後で事業とも関連すると思いますが、全体を見るときにご検討いただければ幸いです。

#### 学力向上指導監

ありがとうございます。

#### 山本教育長

ほかにありませんでしょうか。

#### 谷委員

「2. Do (実施)」のところの達成度の評価がCになっていますが、これは結局、達成すべきレベルに対して、達成度としたら、今までも全部Cということになります。結局、今までここまで達していませんよね。なので、昨年に比べてどうだったのかということなのか。そこが少し分かりにくかったのですが。達成度はCでないときもありましたよね。BやAも出てきていたような。

#### 山本教育長

達成すべきレベルということで、小学校105、中学校100とずっと言っておりますので。

## 谷委員

レベルに対してどうだったかというのでいうと、ずっとCということですか。一生懸命やっているのに寂しい気はしますけどね。

## 学力向上指導監

レベルを目標のレベルがありまして、それに対しての達成度というところでいえばこうなっているので、逆に考えれば、目標としているレベルの設定の妥当性みたいなところを考え直すのかなというところになってくるとは思いますが。長年、高知市が105、100というものをレベルとしてやっておりますので、あくまでそれを基にということですよ。

## 山本教育長

そこは仕方ないのかなという。

## 谷委員

仕方ないですね。

## 西森委員

具体的な提案ができなくて恐縮です。ただ思ったことを申します。「3. Check (評価)」欄で、例えば、「授業改善を中心とした学力向上の取組を引き続き推進していく方向性は良いと判断する」と書かれていますよね。そのとおりでと思いますが、今回の売りというのは、これまで個別に各教員においてとか、学校の学年団とか、そういうところでやっていたのを、学力向上推進室というのを作って、そこで何かいろんなシートも作って、先生の先生みたいな感じですよ。そういう先生の指導体制というのをしっかり構築して、自分たちで頑張って研鑽を積んでくださいということではなくて、ご指導申し上げるといえるのか、そういうことができる体制というところがすごく売りだと思います。だから、授業改善を中心とした学力向上の取組というのは、これは恐らくずっとやってきていると思います。なので、今回それよりもやっぱり学力向上推進室という、この間も外部と表現して、少し違うと言われましたけど、個々の教員の取組任せではなくて、組織として、その先生の教育ですとかご指導ですとか、それに特化した先生の先生を設定するということが方向性であり、売りののかなと思うので、そこをもう少し前面に出した書きぶりをしていただければいいかと思いました。全体の数字が上がらないからうまくいっていないみたいな感じの書き方になってしまって、数字というのは大事だと思いますけれども、ただ、先生の先生というシステムを作って、実際それが精力的に稼働されているということがすごく大事なことだと思うので、先ほどの「4. Action (見直し)」の課題なども数字がうまくなかなか伸びないなどというよりも、どうやったらもうちょっと推進室がより精力的に活動できるのかというようなこと。言いましたら、人員体制を増やせたらとか、いろんなこと書いてくださっているのですが、そういったところにもう少し視点を、光を当てた書きぶりをしていただきたいと思います。

## 山本教育長

ありがとうございます。

## 谷委員

関連して。この「授業改善を中心とした」というのと、教科会のそういった指導体制及び組織体制を進めているので、そういうことについては方向性が良いと思うので、それも入れたらどうでしょうか。授業改善だけではなくて、指導体制というか、組織体制。

## 西森委員

共同体制みたいなことですよ。

## 谷委員

それを入れたら一層説得力が出てくる。

## 山本教育長

学力向上推進室が各学校の教科会等に入り込み、学校現場と共に授業改善を中心とした学力向上の取組を引き続き推進していく方向は、というような形で、ここも内容の加筆修正をするようになります。

## 谷委員

そうですね。

## 学力向上指導監

分かりました。

## 森田委員

ずれていたら申し訳ないですが、「4. Action (見直し)」のところで大きいことと小さいことを少し考えました。大きいことの一つは、今まで指導体制を組織チームで作っていて、先生が研究する、研鑽をするというその方向性は間違っていない。それを子どもたちがどう受け止めているか。要するに自分も授業をしていますけど、同じ授業をしても受け止め方が全然違って、そういう頑張り子どもたちが本当に分かっているのかなといますか。ここに最後の「4. Action (見直し)」のところで個別支援の充実を図っていくとあるのですが、今後やっていくところは、その子どもたちがどこまで受け止めているかということに、もう少し力を入れていくことが必要だと思います。実は先週から仕事上、学校をいろいろと回っているのですが、先生がこんな切り口で授業するのか、面白いなどは面白がっているのですが、後ろのほうで「昨日何食べた」などと言っている子どもがいて、「今、授業ですよ」と私が言ったりなどしています。それが一つです。

小さいところでいうと、それこそ「4. Action (見直し)」の個別指導という、宿題やってきているかなという。個人的なネットワークですが、子どもたちと話す機会があり、宿題をやっていない小学生がたくさんいるということが分かりました。たくさんというか私の知り合いですが。そんなときに先生はどうするのかと聞いてみましたら、二つのパターンを言われました。一つは、皆の前で怒る。しかし、そこで団結ができるわけでもなく、「何で私たちが怒られるの」というようなことを言う子どもたちもいます。あともう一方は、宿題をやっていないこと自体に先生が何にも言わないので、あの子はずっとやってきていないとかいう話も少し聞きました。宿題をまずやってきているかというか、やっぱりそこが分かっていると次の日の宿題も分からない。本当に小さいことですが、その繰り返しが無いと駄目です。その子も学校へ行くのが、勉強が、楽しくなくなるのではないかと。個別指導の充実というところをどこまで分かっているのかという。個々に下ろしていくのを「Action (見直し)」としてやっていく必要があると少し感じております。

## 山本教育長

正にそのとおりです。学校現場、本当に先生方頑張って授業改善を進めていっています。前に成績分布の表の説明がありましたよね。あれで半分以上の人については、いろんな取組をすることによって一定向上が期待できる。それから多分、家庭学習の習慣も付きながら勉強していくので、そこへ手を貸してあげれば自動的に上がっていく。ところが半分以下の人については、先ほど先生がおっしゃったように、家庭の学習習慣自体が付いてない中で、同じ取組をやってもなかなか理解できない。やはりそこについては、個々の課題を把握した上で、集団の中でそこへ手を差し伸べるというのは難しいのではないかと思います。そこについては、学習支援員であるとか、そういう方を入れていきながら、個々のつまづきに応じた指導を。それとやはり、宿題をやっていないというのは、分からないからできないということもあるのかなと思いますので。そういうところが多分、これから後、高知市の成績を上げるためには、上を引き上げるのと併せて、下の子について何とか自分たちで成績が上がるまで引き上げていくというのが非常に大きい課題にな

るか。ここに少し簡単には書いていますが、これが本当にこれから後の高知市の一番重要な課題ではないかと思っています。

#### 西森委員

私もここで申すかどうか迷っていたのですが、昨日から今日にかけてネットとかテレビでは大騒ぎになっている話がありますよね。筆算の定規で線を引く問題。今朝もネットでニュースを読んでいたら、どうして定規で引かないといけないのでしょうかという問いに、答えられない先生がいらっしやると。特に若い先生方に、そういうふうになっているからそうだとしか生徒に言えない方がいるという話です。定規で引いていたかなと、私は覚えてないですけど。子どもに確認したら、やっぱり定規で引くように言われると言っていました。あれ何でなんですかねという。せっかく先生の先生というシステムができましたので、やっぱりそのところ、意外と細かくて当たり前のことでしょうけど、こういうところを指導すべき、何でという、そのもう一個先まで、先生方がずっと累々積み重ねてきた知識とかをもっとかみ砕いて伝えていくということが必要なのでしょうか。ちなみに、何でなんですか。でも、何か両方の作業をきっちりやった方がいいような気はします。漠然と。でも何でなんでしょうね。多分そうやってかみ砕くと意外と何かあると思います。そういえば、なぜこれをわざわざしなければならないのかというような。

#### 弘瀬教育次長

やっぱり正確性が増すということではないでしょうか。そういう筆算の一定、型で順番に線を引いて商を立ててとかという。そのために位をしっかりとるということもそうでしょうし、商を立てるのもそうですし、余りを出したりするときにも、線がずれたりすると位の正確なとり方ができなくなったりする可能性もあるので。しかし、考えたらノートには升目があるので、そこで普通に書けば間違えることはないでしょうけれども、ただ、テスト問題になると、升目がない中できちんとそういう処理をしなければならないということ、そこを考えれば、やっぱりきちんと定規で線を引いて、位取りというのをしていけば、間違いが少なくなるのではないかと。そのために学校でも一応、定規で引きましょうという指導をするのではないかと思います。

#### 西森委員

漢字の「とめ・はね・はらい」問題もありますよね。あれも大人になるとかなり雑に書いても、極端に言えば、意味が通じればマークとしてはいくと思いますが、やはりああいうことをきっちりできるかどうかという、細かい蓄積が学力につながるだろうなという、ぼやっとしたイメージもあります。ただ、そのところを小さい子どもたちにきちんとかみ砕いて、「だからみんな丁寧にやろうね」「は一い」と素直に受け止められるような、そういうことというのを、ベテランの先生方から若い先生方に伝えていっていただきたいなと思いました。

#### 弘瀬教育次長

そういう役割を学力向上のスーパーバイザーのような先生方が、それぞれ若手の先生にも非常に丁寧に指導をいただいていると思うので、是非そういう仕組みは今後も続けていきたいなと思いますし、学力向上の話はどうしても、成績が余り上がっていないので、学校へ話をしても、余り明るい展望を持ってないような話にどうしてもなってしまうがちになる。一定結果は出てしまったので、今後は何か明るい展望が持てるような話にしていかないと、頑張れ頑張れということばかりではなく、こうやったら明るい展望が持てるよというような、そういう投げ掛けも大事ではないかと思っていますので、今日いただいたご意見なんかも、そういった方向に結び付くようなお話だったと思いますので、是非そういう意味で検討させてください。

#### 西森委員

ありがとうございます。勉強になりました。

#### 山本教育長

ほかに質疑等は、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「特別支援教育の充実 特別支援学級サポート事業と特別支援教育相談充実事業の取組」について、事務局から説明をお願いします。

## 教育研究所長

資料が3ページから5ページになっていると思いますが、5ページの様式2と、併せて別でお配りしておりますA4の横、左肩綴じの「特別支援教育の充実」と書いてある分のポンチ絵がございますが、資料2と補助資料1を使って説明をさせていただきたいと思います。特別支援教育の充実に向けた取組について説明をいたします。

まず様式2の左上、「1. P l a n（計画）」についてです。お配りしております補助資料の左側には、ここ数年の高知市立小・中・義務教育学校に在籍している特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移を示しています。自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒の増加とともに全体も増加しており、今年度は高知市に特別支援学級は197学級設置し、そのうち知的障害特別支援学級が58学級、自閉症・情緒障害特別支援学級が91学級となっております。また、補助資料の中ほどの上段には、特別支援学級を含む全ての児童生徒に占める発達障害の診断・判断及び可能性のある児童生徒の割合の推移を示しておりますが、平成19年度から10年間で、途中グラフでは19年から26年の間に線を引いておりますが、26年からは数字を出しています。10年間で小・中学校とも約2倍程度増加していることが分かります。平成30年度調査では、通常の学級に在籍する発達障害の、医師の判断のある児童生徒は小学校等で2.5パーセント、中学校で3.3パーセント在籍しております。また少し古く、平成24年度の全国調査では、通常の学級に6.5パーセントの発達障害の児童生徒が在籍しているという報告もされております。そのような状況の中、特別支援教育の充実にを図るためには、今年度も特別支援学級、特に知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の担任の資質、指導力の向上を目指すこと。また、通常の学級に在籍している発達障害の診断・判断及び可能性のある児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、教育相談体制の整備をすることを目指していきたいと考えております。

次に右へ行きまして、「2. D o（実施）」で、二つの事業について説明をいたします。一つ目が、昨年度から取り組んでおります特別支援学級サポート事業です。特別支援教育スーパーバイザーと指導主事が知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の担任を対象として、授業づくりや児童生徒の障害特性に応じた支援ができるよう、学校を訪問し、具体的に指導及び助言を行うもので、管理職との協議を含む定期訪問や、学級担任の状態に応じて重点訪問及び集中訪問などを行ったり、校外授業研究を行ったりしております。本年度は、高知特別支援学校へも訪問ができるよう、知的障害特別支援教育担当のスーパーバイザーを1名増配置していただきました。7月までに成果といたしましては、定期訪問としまして、57校中27校を訪問し、学級の様子や児童生徒の様子を見取り、管理職とも面談を行いました。また、経験の浅い学級担任に対しましては重点訪問として、15校に延べ137回。学校長の要請により、苦戦していると思われる学級に集中訪問として、7校に延べ47回訪問し、担任に議題を示しながら指導、助言を行いました。管理職からは、指導及び助言が子どもの特性に応じて具体的な内容であるので、担任にとってすごく助かっていると高い評価をもらっております。また、重点訪問につきましては、昨年から継続して支援をしている担任の教員もおりまして、4月の学級開きからスーパーバイザーと計画し、良いスタートが切れているとの報告もございます。課題といたしましては、学級担任が新任や若年教員、又は講師である割合が高く、初めて経験する特別支援学級の教育課程、授業づくり及び学級経営に苦戦していると思われる担任が多いことと、高知市の特別支援教育を牽引してきたベテラン教員の退職が続くことなどが考えられます。

次に、本年度からスタートした特別支援教育相談充実事業についてです。教育研究所に臨床発達心理士と認定心理士の2名を特別支援教育相談員として配置し、通常の学級に在籍する児童生徒を対象に、教育相談依頼があった場合、迅速に心理検査等を実施し、保護者や担任に対し、当該児童

生徒の特性に応じた適切な支援について指導及び助言を行い、安定した学校生活を送ることができると目指しております。7月までに相談のあった29ケース全てに対応することができました。この教育相談により、通級指導教室への入級につながり、安定した学校生活を過ごすことができるようになったケースも報告されております。教育相談依頼は、学校での期末懇談等の後に集中することが多い状況ですが、迅速な対応ができるよう、細やかな日程調整に注力をして臨んでおります。なお、これら2つの事業内容につきましては、お配りしております補助資料2及び3で少し詳しく述べておりますので、また後ほど見ていただけたらと思います。

次に「3. Check (評価)」ですが、対象取組の各事業は、現体制におきましては順調に推移しており、現状の取組で良いと考えておりますので、事業実施体制につきましては工夫しながら、より効果的に運用できるよう努めていきたいと考えております。

最後に「4. Action (見直し)」ですが、講師が担任を務めている特別支援学級は本年度54学級あり、全体の27パーセントを占めております。障害特性の理解や授業づくりなど、学習しなければならないことが多く、苦戦していると思われる教員が多い状況です。また、就学前から福祉機関等の支援を受けてきた保護者も多くおり、就学の際に学校教育において、引き続き専門性の高い特別支援学級を選択している場合も多く、学校において人的環境や物的環境を含め、十分な教育的環境の整備に基づいた支援の充実も求められております。通常の学級に在籍する発達障害等の可能性のある児童生徒についての教育相談につきましては、心理検査等の実施の精度の観点から、教育研究所で実施する体制を原則としておりますが、児童生徒の実態や保護者の状態に応じまして、柔軟に日程調整を行いながら、迅速に対応していきたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか

#### 谷委員

2の成果ですが、これは結局、昨年度1年間とかではなくて、今年の4月からの内容ということですか。

#### 教育研究所長

はい。4月の分を載せさせてもらっております。

#### 谷委員

4月から7月までがこうで、順調に比較的回数が多いので、全体的には達成度はAとなるであろうと。そういう意味になるわけですね。要するに、現在の取組を継続することが必要という意味ですね。これまでもそうでしたか。4月から短いですよ。4、5、6月と少しの間ものを見て、事業は良かったかという判断をするということですか。

#### 山本教育長

今年度の評価ですので、やりながらの評価という形になって、来年度に反映させるために12月までに報告書を上げてということになります。

#### 谷委員

はい、分かりました。

#### 西森委員

この書式は、どこかで承認したものでしたでしょうか。点検・評価の総括表の様式2ですが、そもそも書きにくいのではないかと考えています。目標があり、目標設定の理由がこうです。今年の年末までに算数で100点とります。なぜかと言ったときに、算数に力を入れたいからなど書いて、現状といったときに現在算数は80点ですという感じだと思うのですが、多分書いていて、書く方も書きづらくないでしょうかという感じがします。あちこちで、目標なのか理由なのか課題なのかというところがすごく錯綜して読み取れてしまいます。今回もまた具体的にはなかなか言えなくて恐

縮ですが、取組の現状・課題というところで、特別支援学級があって、診断を受けている人はこれだけいますということですが、実際の立てた目標を見ると、その背景で、診断を受けられるなら受けたいけど待っている子たちがいるという、これが正に課題としてあるわけですね。その部分は、設定の理由のところに入ってきていますよね。設定の理由の黒点の二つ目というのは、そういう状況だと思います。だから、正に医師の診断ということの手前でというか、心理検査によって早期発見という次善の策というか、そうして適切な支援に結び付けていきましょうということだと思っております。この書式自体はどうしようもないですか。

#### 山本教育長

今回についてはこの様式になりますが、ただ、次回からどうするかというところは検討できます。この書式は、この点検評価を始めるときに検討し、そこからいろいろ改良しながら使っていますので。今回の意見を受けて、次の評価の中では少し見直しができると思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

#### 西森委員

恐れ入ります。申し上げたとおりでして、先ほどから、どうしようかああしようかと思ひ、いろいろ頭の中で組み替えてみているのですが、なかなか難しく、もし多少、具体的なことが言えるとすれば、「目標欄」を①②などと分けるべきではないかという感じがしています。特別支援教育で特別支援学級のサポートの問題と教育相談充実事業。二つ違うことが書かれている感じがします。それを形式段落分けずに、一文というか一つの段落に納めてしまうことでもごく掴みにくくなっているのかなというのが一つ提案としてはございます。あと、設定の理由と課題のところは、両方が混在している感じがしますが、ちょっと適切な対案が出せませんので、もし何かお考えいただけることがあればということでもありますし、あともう一つ、専門性を有する教員が必ずしも多くないということがあるので、誰か見に来てくれてアドバイスをくれる人がいると嬉しいということかなと思うので、そこは課題に、違う用語でも入れていただくのがいいかと思ったりもします。

細かい話でいうと、「2. Do (実施)」の達成すべきレベルの「特別支援教育スーパーバイザーと」から始まる場所ですが、形式段落一つ目の4行ぐらい上に、「苦戦している」という言葉があって、苦戦しているという客観的な表現はなかなか厳しいものがあるので、ご本人は頑張られているかもしれませんが、悩んでいるとか苦慮しているとか、そういう主観に置き換えた方がよいのではないかという気が感想としてあります。

それから、「2. Do (実施)」の課題と「4. Action (見直し)」の課題はまた別というか、課題は発見したけれども、アクションとして認識する課題とは少し別という感じで書かれています。これも少し書式の問題なので、どう認識すべきかですが、ややもするとその課題を「2. Do (実施)」で発見したけれども、それは一旦置いて、「4. Action (見直し)」の課題と見えなくもないので、結び付きがあるのかもしれないですけど、もう少しリンクした書きぶりがよいのではないかと。どうでしょうか。リンクしているのかもしれないです。私が読み取れていないだけで。雑駁なことですが、なんでやっぱりそう思うかという、字がすごく細かいということです。字がすごく細かいということは、書き込むべき内容がすごく多い。それは、項目立てがすっきりしていないから、どうしてもいろんな説明が必要なため、そうなのかなというところが疑問としてはあるのですけれども、いろんな縛りがある中でこうなっているだろうという気もします。なかなか言い放しで恐縮ですけど、いずれご参考になればということなんです。

それと、「4. Action (見直し)」の取組を進める中で、「新たに」というものも、一つ目とかは、新たな課題ではないと思います。一応「1. Plan (計画)」の中の課題だと思います。

#### 森田委員

4のところです。もし、保護者から見たら、見直しのところの最後の言葉、「迅速に対応する、柔軟に対応する」というと、速ければいいというものでもないというか、思われてしまうかもしれないというのが一つ考えたことです。あと、1番目の最初の学力のところ、「個別支援の充実を図る」とあったのですが、「個別支援の充実」という言葉も、2番の特別支援の方にも入れることが必要ではないかと思います。やっぱり支援のレベルも違うでしょうし、もう一つの軸としては、学力とか生活ということから、今度はその子の将来に関しての相談とかいうのもあると思います。ですので、こちらも「個別」という言葉も要るのではないかという気がいたしました。

#### 弘瀬教育次長

ご指摘いただいたところ、総合的にまた見直しさせていただいて、修正を加えていきたいと思えます。

#### 山本教育長

実際、外部の委員さんにこれを出しますので、11月に臨時会を行います。そのときまでにちよつと内容を含めて、修正等いただいた分について、反映をさせていただきます。

続きまして「児童生徒の安全対策の推進 自転車通学時のヘルメット着用とブロック塀改修」について、事務局からの説明をお願いします。

#### 教育環境支援課長

お手元の資料の6ページと7ページでございますが、7ページの様式2の総括表をご覧くださいと思います。まず、説明につきまして、右側でございます「2. D o (実施)」のところ事業名が二つございます。「自転車ヘルメット購入助成事業」と「ヘルメット着用の推進」というところですが、教育環境支援課では購入助成事業、下の推進事業につきましては学校教育課と分かれておりますので、教育環境支援課では、この助成事業についてのみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず「1. P l a n (計画)」でございます。目標につきましては、自転車ヘルメット購入費の一部を助成することによりまして、購入費の負担軽減を図り、児童生徒の交通安全対策に寄与することを目的といたしまして、助成の人数といたしましては、対象の全生徒数からの約15パーセントでございます、1,000人を目標としております。ヘルメット着用を義務付けている学校は少ないため、初めて自転車通学をする新中学1年生をメインにヘルメットの着用を呼び掛け、本年、来年、再来年と、ヘルメット着用率を段階的に引き上げていくことを目標に、まず当年度を15パーセントとして目標を設定しております。

続いて右側の「2. D o (実施)」でございますけれども、ヘルメット購入助成事業につきまして、達成すべきレベルは助成数の1,000人としておりましたが、令和元年の9月6日時点で1,116名に助成券を発行しており、目標を達成したという状況でございます。しかしながら、発行した助成券をまずお配りして、その助成券を使ってヘルメットを買いに行ってくださいという、そうすると2,000円割引で買えるという助成券でございますが、この助成券を実際に使用した枚数が、8月末現在で259となっており、助成券の発行と使用数の乖離が出ております。これを少なくすることが課題ではないかと考えております。その乖離の問題がございますけれども、自転車ヘルメット購入の助成事業の評価といたしましては、まず達成すべき申請数1,000人を超えたことから、達成度及び方向性ともAとさせていただきます。

続いて下段の「3. C h e c k (評価)」でございますけれども、助成券の申請数は当初目標数を超え、助成制度の利用促進及びヘルメットの着用推進の効果が大きく見られたと考えておきまして、対象取組の各事業は順調に推移しており、現状の取組で良いという評価にさせていただきます。

最後に下段の左側、「4. A c t i o n (見直し)」でございます。課題として、助成券の申請をしたもののヘルメットを購入していないという課題が見えたため、助成券の申請数を増やすだけで



なく、助成券の使用率も向上させていく必要があると考えております。このことにつきまして、夏休み前には助成制度の更なる向上を図る目的で学校を通じて保護者に申請を促しましたが、9月には助成券の申請の促進と併せまして、使用について保護者に周知の依頼をしたところです。そのほか、10月頃に改めて助成券の利用促進も含めまして、助成券の使用につきまして、期限が本年の12月末までとなっておりますことから、それまでにヘルメットを購入していただくことを周知していくという予定を組んでおります。なお、本日お配りしましたA4横のヘルメット申請者という1枚物の資料でございますが、これが対象者、小学校は久重小学校のみヘルメット等の通学許可をしておりますが、それぞれの学校、義務教育学校及び中学校、商業高校での申請者数と、その下段に、申請に対して、実際ヘルメットを購入した数まとめて書いております。本日現在、申請数1,116件、購入数が259件という数になっております。小さく数字が載っておりますのは、現在の生徒数という母数になっておりますので、全合計の6,760という数字に対して、申請数1,116の16.5%となっております。説明は以上です。

### 学校教育課長

続きまして、「登下校時におけるヘルメット着用の推進」という項目を説明します。それぞれの項目におきまして、上段が先ほどの自転車ヘルメット購入助成事業、下段がこれから説明する推進ということになります。

大きな概要で言いますと、全国的にも自転車の事故が多くありまして、本年4月1日には高知県ですけれども「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されたこともありまして、行政、地域及び保護者が、お互いが様々な努力義務が課せられている現状であります。その中高知市以外の市町村の中学校では、登下校時のヘルメット着用について、校則などで義務付けがされております。しかし、高知市の多くの中学校では、校則等による義務付けを行っていないという状況がありました。先日9月20日の新聞報道もありましたが、三里中学校において、これから自転車通学を許可するという、地域性もありまして、その際は保護者または子どもたちと協議をし、ヘルメットを条件としたヘルメット通学という動きも出ております。そんな中で、これからは今まで長くヘルメットを被れていなかった現実ではありますが、いかにヘルメット着用を推進していけるかという課題が生じております。その中で「1. P l a n (計画)」でいいますと、まずは協議会を持ちたいということで、有識者、保護者、警察及び交通安全会議など、関係団体等の意見を一緒にいただければということで、登下校時におけるヘルメット着用の推進に関わる協議会を本年度設置しました。既に第1回を7月24日に実施していますが、本年度中に3回以上は実施し、様々なご意見もいただきながら啓発を図ってまいりたいと思っております。次に目標設定の理由としては、学校、保護者及び地域、社会は何ができるか、そしてそれぞれの立場に期待する役割について、その協議会でもご意見をいただきながらヘルメット着用の推進につなげたいと考えております。その中で課題となることでいいますと、弱点になりますけれども、校則等で義務化するという方法ではなく、児童生徒の交通安全の意識を高める中で、ヘルメット着用におきましては当事者意識をどのようにつくるかということ課題としております。

次に右側の「2. D o (実施)」のところですが、達成すべきレベルは、先ほどのヘルメット着用推進のための方策の査定のところにおいております。その中で成果としましては、先ほど紹介しましたが、既に自転車通学でヘルメット着用を義務化した学校もありますけれども、なかなか一足飛びにそこに倣えという訳にはいきませんが、そういったところも出始めているというのをプラスと考えて成果としております。なお、課題でいいますと、やはり実質ヘルメット着用数はどんどん伸びているわけではなく、先ほどの購入助成事業にもありましたが、申請はしたもののなかなか購入には至っていないということもありますので、実質的には着用者数を目安というところが課題というところです。

右下の「3. Check (評価)」の欄ですが、推進協議会まだ1回目が始まったばかりで、中身も充実していませんので、今回につきましては、助成金の申請者数での評価というところにしております。今後、協議会を何回か重ねる中でプラスしていきたいと考えております。

左の「4. Action (見直し)」の欄ですが、当事者意識をどのように持たせて、子ども自身が内発的に自分の身を守り、ヘルメットを着けようというところに持っていきたいのですが、今回の条例は18歳未満ということになっていますが、それに伴い、子どもだけではなくて、文化といいますか、保護者や地域及び学校、社会全てがそういった意識を持つ、持っていきたいということで、協議会が幅広く意見をいただく中で、具体的にそれぞれの立場で考案をしていただきながら、またお互いが横の連携をとり協力体制などを構築する中で、子どもに影響を与えていきたいと思っております。

最後の課題ですが、一つ嬉しい動きとしては、各学校現場で生徒会を中心にヘルメット着用が必要じゃないかという動きも出ておりますので、協議会の中には学校代表、校長先生代表などいらっしゃいますので、そういった動きも、高知市全体でつながっていければ、子どもたちから自発的に発信していくというところでの、最終的にはそういった策定を作っていくことが必要でないかというふうに、今進めております。以上です。

#### 山本教育長

ありがとうございました。

#### 教育政策課長

9ページの「児童生徒の安全対策の推進～ブロック塀改修～」をご覧ください。ブロック塀改修ですので南海トラフの地震の安全対策になっております。

左上の「1. Plan (計画)」です。これまで、校舎や体育館の耐震補強工事を順次進めてまいりましたが、更に子どもたちや近隣住民の安全を確保するため、危険と判断されたブロック塀や、今の基準に適合しないブロック塀など、延べ45校のブロック塀等を令和2年度までに改修することを目標としております。この目標を設定した理由といたしましては、昨年大阪北部地震でのブロック塀の倒壊事故があり、学校に多数存在する老朽化した塀、あるいは基準を満たさない塀が、地震によって倒壊し、子どもたちや周辺住民に危険を及ぼす恐れがあること、また、有事の際の避難行動の妨げにもなり得ることなどから、ブロック塀を軽量なフェンス等への改修を進めることとしたものです。

次に「2. Do (実施)」です。達成すべきレベルとしては、本年度の改修対象28校の工事と、来年度改修対象10校の設計を完了させることとしており、これまでの成果及び実績は、工事については28校中22校に着手し、設計は10校全てに着手している状況です。課題としては、学校の工事は学校活動への影響を考慮して、夏休み期間などの子どもがいない期間を利用して実施していくところですが、対象学校に対し施工業者が少なかったため、休みの期間を使わず通常の学校活動の期間中に、工事に着手及び施工しなければならない状況になっております。騒音及び振動などで授業等への影響もあり、学校及び近隣の理解と協力が必要な状況となっております。達成度としては28校中22校と、設計は10校全てが進んでおりますので、Bのほぼ目標どおり。方向性はa、このままで事業継続としております。

続いて下段、「3. Check (評価)」ですが、取組はほぼ成果を挙げているが少し見直しが必要としております。理由といたしましては、まだ6校の工事について、施工業者が決まっていない状況であり、発注方法等を見直していく必要があると評価したものです。

最後に左下段、「4. Action (見直し)」です。新たな課題としては、改修工事の発注件数に対し入札への参加業者が少なかったため、6月以降、施工業者が決定しなかった事例が5件発生しておりまして、入札手続きのやり直しや、これまで学校と協議してきたスケジュールを、改めて今後の学校行事等を踏まえながら調整する等の新たな課題が生じている現状で、工事が年度内に完

了できない可能性も出てくるような状況です。解決策としては、発注の業種を追加し、1校1工事ではなく対象校をいくつか取りまとめ、工事規模を調整するといった入札への参加条件を拡大することも、関係各課と連携を図りながら進めているところです。説明は以上でございます。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 西森委員

まず、学校施設の充実のブロック塀のところから申し上げたいと思います。これはすごく読みやすいと思いました。「1. P l a n (計画)」で、端的にこれだけやりますとし、なぜかという危ないから、ただ、現状これだけの数でこうなっていますということで、これが当初、書式が想定していた内容なのかという、私は割とすんなり読ませていただきました。課題も、なかなか安全管理、工事をする事自体難しいという感じで、すっと読めました。「4. A c t i o n (見直し)」のところでは申し上げると、結局計画どおりに進まないというか、いろいろ課題があつて、なかなか計画どおりには進まないという課題が新たに生じたということなのかなと思ったので、書かれている内容は全くそのとおりだと思いますが、要は計画どおり進まないことがこれだということを、端的に書かれてもいいのかなと思いました。あともう一つ、2の課題等として指摘された、「騒音、振動の近隣対策」という部分ですが、工事の進行の支障になったというケースは、具体的にはないですよ。安全管理に注意して、工事そのものを慎重になされているということが書かれているということですよ。そうすると、安全確保が課題である。課題と書くのか。配慮されながら進められているということで、課題で捉えなくてもいいのかなと思います。すごく重要な指摘なので、どこかには残したらいいと思いますが、課題等を書くことが適切かどうか分かりませんが、残していただいて。そうすると「4. A c t i o n (見直し)」では当然、振動とか騒音の話は出てこない。計画どおりいかないの、この入札条件を拡大するという改善策を講じられたということで、これはすつと、私の中では流れがいつているという認識を持ちました。

次にヘルメットですが、助成しても使わないというのは衝撃的なお話でして、D oの課題として、発行数と乖離を少なくする課題が生じている。乖離しているということが、端的にいうと課題という感じがいたしまして。そうするとそこと連動して、次の「4. A c t i o n (見直し)」としては当然、この乖離をいかに減らすかということだと思いますが、4の1行目の助成券を申請しても、ヘルメットを購入しないことが予想されるというよりは、判明したということで、端的に判明したでも良いのではないかと思います。問題はこの具体策をどうするかということ。今、啓発に尽きるという感じで、なかなか良い方法がないと思います。ヘルメット業者に、学校に売りに来てもらうわけにいかないですかという気がしますが、何社か別に。それか、注文してもらったりとかできないのかなと思うのですが、そういう抜本的な案というのは、協議会に期待されるという感じですか。

#### 教育環境支援課長

実際に教育委員会の中で、対象のお子さんがいらっしゃる保護者の方、何人かと話す機会がありましたが、親として、「申し込みなさい。」と言っても、子どもさんが、みんなが被っていないから、被るのが恥ずかしいという考え方になり、もっとみんなが被り出したら、買おうかなという話を何人かに聞きました。ですので、安全性は認識しているけれども、やっぱり助成券の事業だけでなく、そういった被るための方策、どういった形のものかという対策も含めて一緒にというところがあるという感じは受けたところでございます。

#### 西森委員

なかなか具体的な手が、「4. A c t i o n (見直し)」欄としても出ないというか、とにかく使ってください、締切り来ます、という感じですよ。あと、D oの登下校時のヘルメット着用の推進が課題だと思いますが、内容としては、先ほど課長が言われていたように、当事者意識がないのでしょうか、きっと。明日は我が身で、事故に遭って重篤な後遺障害が生じ、そこから後の人生全

てが変わるといふ、家族も含めて大変な目に遭うということが、我が身として想像がついてないという意味での当事者意識ですよ。重要性の認識、あるいは当事者意識がなかなか浸透していないとか、その点の理解が進まないことが課題なのかなという気がしました。生徒及び保護者に対して、きつい言い方かもしれませんが、私、自転車を何年も乗っていないですが、本当に紙一重ということの想像が、なかなかないのだろうという。先ほどの「友達が被れば」、要するに、僕が事故に遭うことはまずないだろうから、という前提があるわけですよ。これについての課題も結局、「4. Action (見直し)」も、どうやって啓発していくかですが、結構そういう怖いイメージでやるしかないのではないのでしょうか。本当に悲惨な事故。私もやはり多少、交通事故賠償の事案も取り扱うことがありますけれども、ヘルメットさえあればというふうに言えるものもあれば、ヘルメットがあっても重篤だったということもあります。やっぱりヘルメットの有無というのはとても重要な、後遺障害の等級を分けるところもあると思いますので、結果によって。そのところもっとイベントをすとか、面白いやり方であったらいいなと思ったりもします。漠然とした話で恐縮ですが。

それから「3. Check (評価)」のこの対象取組の各事業、順調に推移としていいのでしょうか。助成というのは、チケットの申請があれば良しというものではないような気がいたします。ただ、その後一緒に、手を引いて行くわけにはいかないの、こちらとして発券する側としたら、十分やっているという見方もあるとは思いますが、やはりそれが使われて初めて順調に推移していると思うので、そういう意味では、もう少し私は、評価が厳しいかなという気もいたしております。以上です。

#### 谷委員

関連ですが、「1. Plan (計画)」の目標にあるのが、生徒数の約15パーセントで、1,000人を目標に助成を行うとなっている。助成を行うということは、単に助成のための券を発行しましたということではなくて、助成を行わないと助成したとはならないだろうと思ひます。どうでしょうか。助成を行うということは、助成券を発行しただけではなく、使用しないと助成を行ったことにはならないと思ひます。ですので、これをAとして、達成度してCheck (評価) の評価も一番上にきているけれど、これがいいのかという。課として頑張っているの、そこを評価したい思ひもありますが、発券しただけでそうなるのかとなっても駄目ですので、達成度はBで、そしてその「3. Check (評価)」は2番目、対象取組の各事業、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。この見直しについては、乖離している助成券を使用するという、そこを努力する、12月までとにかく一生懸命にやるということと、学校教育課がやっている協議会、これも今まで1回やったということですよ。1回でこんなに意見も出たので、これを2回目、3回目と継続することにより、保護者や地域も含めた、一体となったヘルメット着用の生徒の意識を高めていくという感じでの見直し、ということが必要ということにした方がいいのではないかと気がします。

#### 山本教育長

確かにご指摘のとおりだと思います。そこについては、レベルのところを、申請ではなく助成という形に変えて、助成になっておりますが、実際、申請数で評価をしてしまうところがあるので、そこはまた見直しをしたいと思ひます。

#### 谷委員

ご検討してみてください。

#### 森田委員

二つ考えまして、ヘルメットのところですが、今後の「4. Action (見直し)」のところ、ヘルメットを被るとか被らないというよりは、自転車に乗ることが権利と責任があるというような、要するに、乗ることでいつでも加害者にもなり得るわけで、そういう乗り方そのものの責任をみんなで学ぶことが必要ではないかと思ひます。小学生でも賠償責任問われていますので。

そういう怖さも含めての学習が要ると思いました。少しそれますが、それこそ保健体育の授業で見ると、なぜ薬は悪いのか、酒はなぜ悪いのかなども、怖いことばかりをみんなが聞いて、怖いからやらないということがあります。そういう怖さで、被りなさいということもあるかもしれないですけど、乗る責任というような学習及び学ぶ機会も要ると思いました。

それから二つ目ですが、ブロックのところで、西森委員がおっしゃっていた、課題の中で児童生徒の安全確保が課題であるということがありますが、それこそ「4. Action (見直し)」のところで、例えば、今こうやってまだ完璧にはできていませんが、できるまでに、子どもたちに指導をしていく。要するに、まだできていないところに関しては、ここは危ないから、ブロックのまだできていないところがある、完璧になっていない、気を付けないといけないなど、通学路で、どこが今危ないのかをチェックしてみようとか、そういうところにも踏まえて、子どもへの指導もしていくということを課題に、改善策の検討があってもいいのではないかと考えました。今、黄色いポスターではないですが、このブロックは何月までに直すつもりです、というような看板が立っていますよね。近所にあるので見えています、結構目立ちます。夕方、目立つからいいなどは思いませんけど。

#### **野並委員**

ヘルメットのことで、自転車が昔に比べて非常に軽くなって、重心がすごく不安定なイメージがあります。前はもっと重くてどっしりとしていましたが、転倒しやすい、非常にバランスが危ないと。それからもう一つ、スピードが出ますので、転倒したときに、けがそのものが大きくなけがが起りやすいということがあります。あれは啓発のときには、変な言い方ですけど、頭のCTとかそういう絵を出すとか、そういうことはしていないのでしょうか。硬膜下血腫みたいな。血腫ができて脳みそがへこんでいるような。助成券にそれを刷り込んだらいいのではと。頭を打って血腫ができたりするということがあります。CT 1枚で、ショック療法になるのではないかと。たばこのところに肺がんの絵が印刷しているような。スピードが出やすいとバランスが悪いということで、自転車とヘルメットが一体化するような、車とシートベルトが一体化すると同じような考え方を進めていく必要があるかと思えます。シートベルトをしていないと、ぶつかったときに人が飛び出すようなシーンがありますけれども、あれに近いようなショック療法、助成券にCTを印刷するという。以上です。

#### **山本教育長**

協議会の中でまたそういう意見も出させていただいて、検討してもらいたいと思えます。

次に、「令和元年9月市議会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

#### **教育政策課長補佐**

A 4、両面印刷の1枚ものの資料で、「令和元年9月市議会 個人質問 概要(教育委員会関係)」と書いた資料をご覧ください。

9月17日から20日までの期間で行われました9月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる個人質問の概要について簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員全18人中10人の議員から全部で28問の質問がございました。多かったご質問といたしましては、「放射線に関する教育」に関して6問、「学校プール開放」及び「外国人児童に対する日本語指導」に関してそれぞれ4問、「こうち志議会」及び「特別支援教育や不登校対策」に関してそれぞれ3問のご質問がございました。そのほかにも、「高知商業高校とラオスとの交流」に関するご質問などがございました。詳細につきましては、資料の方をご覧くださいと思います。報告は、以上でございます。

#### **山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

今回は非常に質問が少なかったですが、質問数が多かったのは、先ほども言いましたように、文科省が放射能の副読本というものを配って、学校へ送りつけた。その使い方についてどういう使い方をしているのかということでした。あくまでも国の施策に沿った形で作っていますので、そのまま授業で使うと無理があるとお答えをさせていただいて、それだけで教えるのではなく、それは副教材として使って、必要などころだけ、若しくは説明するときには、先生の言葉を足すということが必要であるというようなことをお伝えさせていただきました。あとは、帰国子女でありますとか、今、外国人労働者も増えてきていますので、子どもさんと一緒に入ってきた場合に、各学校で日本語の理解が十分でない子どもさんへの対応というのも、課題で出始めていますので、そういうところへの支援や、そういう質問がメインとなっております。ただ、プール開放は今年度行えなかったということなので、来年度開放に向けてどういうふうに検討しているのか、こういうようなことは考えているのかというような質問をいただいて、これまではPTA主催だったものを、今後は教育委員会主催にして、PTA等に委託をするというような形で検討していますというようなお答えをさせていただきました。よろしいでしょうか。

続きまして、「第三次高知市子ども読書活動推進計画の素案について」、事務局から説明をお願いします。

#### 図書館・科学館課長

「第三次高知市子ども読書活動推進計画の素案」について説明させていただきます。資料はA4の「第三次高知市子ども読書活動推進計画の概要」と、「第三次高知市子ども読書活動推進計画の素案の冊子」が資料となっておりますが、1枚ものの概要で説明をいたします。

「1 計画の趣旨」につきましては、平成13年に策定されました国の「子ども読書活動の推進に関する法律」を踏まえまして、本市では平成18年に「高知市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。平成27年3月に第二次の計画を策定いたしまして、家庭、地域及び学校等を中心に、関係機関や団体と連携、協力しながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。この第二次計画が令和元年度で終了することから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、子どもの読書環境の変化に留意しつつ、その方向性と具体的な取組を示した「第三次高知市子ども読書活動推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定するものでございます。

次に「2 現状や推進のための基本的方向」ですが、現状として、(1)の不読率、小・中学校の不読率は、中長期的には改善傾向にあるものの、高校生の不読率は依然として高いままとなっており、いずれの世代においても、国の第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない、ということが、国の第四次の計画に示されております。

そのような中で、「(2)本市の状況」ですが、これまでの取組みとして、「本に親しむ環境の整備」や「司書教諭及び学校図書館支援員の配置」を行ってきました。平成30年7月にオーテピアが開館し、図書館では図書館見学なども積極的に受け入れているほか、児童サービスにおいては、基本図書の実質や、子どもと本を結びつける行事の実施などに取り組むと同時に、10代の若い人たちに、学校での学習内容を深められるような本、進路選択に役立つ本などを集めて、利用しやすいように「ティーンズ・コーナー」を設置いたしました。

「② 基本的方向」では、下の「3 体系図」の「施策の方針」にも記載のとおり、「子どもの読書環境の整備」「子どもの読書に関わる人材の育成と充実」「広報・啓発活動の推進」の3項目を柱として、具体的な方策に取り組んでいきたいと考えております。

次に「3 子ども読書活動推進計画の体系」ですが、この体系図については、第二次の計画変更はしておりません。「生きる力を育てる読書のまち・こうち」を基本目標として、先ほど申しました「施策の方向」の3項目を柱とし、読書活動の推進の実現を目指して、具体的な方策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に「4 計画の主な変更点」でございます。オーテピアが開館し、2階のオーテピア高知図書館「こどもコーナー」に「こども読書コーナー」を設け、子どもたちが自分自身で図書や紙芝居を手にとってゆっくり楽しめる環境と、感性と知性、社会性を育むことができるような図書等を提供しております。また、「おはなしのへや」では、毎週土・日におはなし会を開催するとともに、県下の読書ボランティアが交代で実施する「リレーお話し会」を共催し、読書活動の推進を図っているところです。また、オーテピア高知図書館では、児童書の全点を購入しており、市町村立図書館や学校などが図書の選定の際に実際に見て参考にできるよう、2階のこどもコーナー内に児童図書支援コーナーを設置しております。そのほか、読書バリアフリー法が施行されていますが、在宅身体障害者等への図書宅配貸出や、バリアフリー図書郵送貸出事業、特別支援学校、障害児施設等へのバリアフリー図書団体貸出などのアウトリーチサービスの充実及び周知に努め、障害のある子どもたちの読書機会の向上を図っていきたくと考えております。

「5 推進のための具体的な方策」ですが、「家庭・地域における読書活動の推進」「幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所等における読書活動の推進」「学校における読書活動の推進」「図書館における読書活動の推進」の4項目を軸にして、読書活動の推進の実現を目指して関係各課、また関係団体等と連携しながら、各施策に取り組んでいきたくと考えております。

最後に、「第三次高知市子ども読書活動推進計画の素案の冊子」ですが、現時点では素案の状態でございます。明日に、外部委員で構成される高知市子ども読書活動検討委員会が開催されますので、委員のご意見を基に修正等をしていく予定です。なお、現時点での修正箇所に網掛けをしております。最後に、冊子の表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。今後のスケジュールを掲載しておりますが、明日の検討委員会や、11月にはパブリックコメントを実施し、これらのご意見を踏まえた最終案の計画を策定し、令和2年2月の教育委員会定例会で委員の皆様にご報告をさせていただきます。説明は、以上でございます。

#### 山本教育長

この計画をご覧になって、気が付いた点などがあれば、ご意見をいただければと思います。

#### 西森委員

2点だけ。1点目は細かいところです。今、ご説明があったスケジュールで、「はじめに」があって、更にめくって「目次」の次のページですが、1番上の網掛けのところ、様々な体験を経験することができるという言葉になっていて、要するに、いわゆる追体験ができる、疑似体験ができるということを書かれているのかなと思ったのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。様々な体験を経験することができるという言い回しには、少し引っ掛かりまして、少し思いついた言葉で調べましたら、追体験とか疑似体験という言葉ではないかなと思いましたが、それはまたご検討いただければというところでございます。あともう一つ、これは専門の方々が議論なさるところですが、私の思った感想だけ申し上げると、なぜネットでは駄目で読書で得られるものがあるのかというところが、前提みたいになっている感じがしなくはないと思っていました。今ご指摘申し上げたところもありますが、子どもの言葉を磨き豊かな心を育てる。でも、変な話、今いろんなメディアがある中で、テレビでありアニメであり、要するに読書以外の方法で物すごく良い経験ができるものがあると思います。戦争体験だって、本で教わるよりも画像にして、広島市の街で何が起きたかというのを体験してもらうことのほうが、よほど良い経験ができるということもあると思いますし、そういう意味では、情報を得るということにおいては、実はそんなに遜色ないというか、もしかしたら複合的なメディアの方がよっぽど優れている場合だってあると思います。そうすると、どうしても、読んでいて私の印象として思ってしまったのは、読書はいいに決まっているという大前提があるという感じがして、私の素人考えで「では、なぜ読書が」と思ったときに、やっぱり体系的な思考ができるというか、ネットは欲しい情報に、ぱっと無料で、しかもアップデートされた情報にたどりつくというところは、読書にはかなわない優位性があると思いますが、本の場合には、

図書館はお陰様で無料ですが、普通はアクセスに時間が掛かって、しかも情報が古くなっていて、しかも場合によってはコストがかかるという、どうしても劣位なところがあります。ただ、そうはいっても結論だけ書いたら本にならないので、恐らく、そこにきちんと論証という過程が入っていて、ゆえにこの情報は信用できるという、そういう意味の深い思考力が身につくとか、論証する力が身につくとか、体系的な思考が身につくというところが本のメリットだろうなど、素人なりに考えました。例えば今、若い人でネットの六法で、「先生、まだ六法持ち歩いているのですか。僕はこれですよ」とネットでやってくれますが、私も見ますけど、やっぱり紙で見る六法というのは体系があるので、どうしてこれがここにあって、前後の流れがあるので、本の六法には重い分だけ価値があるというのもあると思います。ですので、やっぱりそのところは、多分、委員さんたちにしたら当たり前のことでしょうけど、まだ少し書いていただいてもいいのかなという気はしました。

**山本教育長**

ありがとうございました。ほかはよろしいですか。また意見の方も踏まえて、修正するところがあれば修正いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 5 時30分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

5 番委員 \_\_\_\_\_